

令和7年度高圧ガス保安講習会

法令改正について

①令和7年の主な改正の状況

②事故対応要領

(参考) コンビナート等保安規則適用事業所について

1

①-1 令和7年9月1日 「保安検査の方法を定める告示」の一部が改正

保安検査基準 (KHKS) が2024年版に変更になりました。

改正内容は以下のホームページを参照ください。

告示の施行日から1年 (令和8年8月31日まで) は従前の保安検査基準によることができます。

(経済産業省ホームページ : 告示新旧表)

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2025/08/20250829_hoankensa.html

(高圧ガス保安協会ホームページ : 改正後のKHKS)

https://www.khk.or.jp/technical_standards/khks0850_khkk1ks0850.html

※改正後 (2024年版) と改正前の両方を閲覧できます。

2

2024年版への変更内容の例

- これまでの質疑応答の一部を基準に取り込んだ（以下主なもの）

『ドローン、ロボット、センシング、AI等の技術を活用してもよい』

（変更前）（新規）

（変更後）各検査項目に応じた方法については、ドローン、ロボット、センシング、AI等の技術を活用することにより、技術基準の適合状況を確認するための必要な情報が得られると検査を実施する者が判断した場合には、これらの技術を活用してもよい。（略）

※以下の高圧ガス保安協会ホームページの、保安検査基準に係る質疑応答の公表（令和3年3月30日）を参照してください。

https://www.khk.or.jp/Portals/0/khk/hpg/hpg_div/2021/KHK_Interpretation/KHK_Interpretation_202103.pdf

3

2024年版への変更内容の例

- これまでの質疑応答の一部を基準に取り込んだ（以下主なもの）

『高圧ガス設備を開放した場合の気密試験（常用圧力以上）について、「高圧ガス設備の開放」を「内容物を放出する場合」と明確化』

（変更前）高圧ガス設備を開放（分解点検・整備、清掃等のために行う開放を含む。（略））した場合にあっては、

（変更後）高圧ガス設備を開放（分解点検・整備、清掃等のために行う開放を含み、内容物を放出する場合をいう。（略））した場合にあっては、

※以下の高圧ガス保安協会ホームページの、保安検査基準2005年版に係る質疑応答集 3.3 開放（その1）回答番号：保基05-気Q03（資料中77ページ）を参照してください。

https://www.khk.or.jp/Portals/0/resources/activities/technical_standards/dl/khks0850i_20100421.pdf

4

①-2 令和7年4月18日 「冷凍保安規則」、「液化石油ガス保安規則」、「一般高圧ガス保安規則」、「コンビナート等保安規則」の一部が改正

- (1) 圧縮水素スタンドにおける常用圧力上限値等の見直し
- (2) 設備の点検・異常確認時の措置
※空気液化分離装置に関する技術基準が追加されています。
- (3) ガスの種類や設備等の実態に応じた保安企画推進員の選任のための要件に係る措置を行うもの
※空気液化分離装置関係の改正です。
- (4) 高圧ガスの製造の規制を適用しないものの追加
- (5) 試験研究施設における軽微変更工事の具体化（内規の新設）
- (6) その他規定ぶりの適正化

(経済産業省ホームページ)

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2025/04/20250417.html

5

①-3 令和7年11月11日 以下に関する通達が改正

- (1) 圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器・附属品にかかる例示基準等の追加
- (2) 溶接容器の肉厚等の例示基準の見直し
- (3) 圧縮水素スタンド等における使用可能な材料の追加
- (4) 圧縮水素スタンド等の離隔距離等の見直し
- (5) 液化ガスの定義の明確化
※「平成28年11月1日改正に関する解説及びQ&Aについて」
(経済産業省ホームページ)において周知している内容を踏まえ、
基本通達において、高圧ガス保安法第2条第3号前段にて規定する
液化ガスの定義の明確化を改めて行うものです。
- (6) 使用可能な温度計の明確化
- (7) その他、規定の技術的修正

(経済産業省ホームページ)

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2025/11/20251111_kouatsu.html

6

② 令和8年1月1日 高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領が改正

- (1) 冷凍保安規則の適用を受ける冷凍設備においてフルオロカーボン（冷凍保安規則第2条第1項第3号に規定する不活性ガス（同項第3号の2に規定する特定不活性ガスを除く。）に限る。）の噴出・漏えいが発生し、かつ人的被害のない場合は「高圧ガスに係る事故等」に該当しないこととする。
- (2) その他、規定の適正化を行う。

（経済産業省ホームページ）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2025/12/20251225_kouatsu_1.html

7

高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（改正後）

2. 事故の定義等

(1) 高圧ガスに係る事故等とは、高圧法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱（以下「製造等」という。）中に発生した事故等で、次に掲げるものをいう。

ただし、高圧法の法令違反があり、その結果として、災害が発生した場合には、高圧ガスが存する部分の事故に限らず「高圧ガスに係る事故等」として取り扱う。

① 爆発（高圧ガス設備等（以下「設備等」という。）が爆発したものをいう。以下同じ。）

② 火災（設備等において、燃焼現象が生じたものをいう。以下同じ。）

③ 噴出・漏えい（設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたものをいう。以下同じ。） ただし、以下のいずれかの場合は除く。（次ページ）

④ 破裂・破損等（高圧ガスにより、設備等の破裂、破損又は破壊等が生じたものをいう。以下同じ。）

⑤ 喪失・盗難（高圧ガス又は高圧ガス容器の喪失又は盗難をいう。以下同じ。）

⑥ 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充填した容器が危険な状態となったとき。

⑦ その他

8

高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（改正後）

③ 噴出・漏えい（設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたものをいう。以下同じ。）ただし、以下のいずれかの場合は除く。

1) 冷凍保安規則の適用を受ける冷凍設備においてフルオロカーボン（冷凍保安規則第2条第1項第3号に規定する不活性ガス（同項第3号の2に規定する特定不活性ガスを除く。）に限る。）の噴出・漏えいが生じた場合であって、かつ、人的被害のない場合（なお、液化石油ガス保安規則、一般高圧ガス保安規則又はコンビナート等保安規則の適用を受ける製造設備の冷却の用に供する冷凍設備（いわゆる付属冷凍設備）からの噴出・漏えいは、高圧ガスに係る事故等として取り扱う。）

2) 噴出・漏えいしたガスが毒性ガス以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）、開閉部（バルブ又はコック）又は可動シール部であり、噴出・漏えいの程度が微量（石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）であって、かつ、人的被害のない場合

3) 完成検査、保安検査又は定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合

9

事故届

【参考】

第一種製造者・第二種製造者・販売業者・貯蔵する者・消費する者・
容器製造業者・容器の輸入者・その他高圧ガス又は容器の取扱者

高圧ガスの災害発生
高圧ガス又は容器*を喪失、
盗難

*「容器」については、高圧
ガスが充てんされているか
否かにかかわらず喪失、盗
難等の場合の届出が必要

※届出(通報)先
松山市内:松山市消防局
新居浜市内:新居浜市消防本部
他の市町:所管の県地方局

届出

都道府県知事※、警察官

10

(参考) コンビナート等保安規則適用事業所について

コンビナート等保安規則（コンビ則）は、一般高圧ガス保安規則（一般則）又は液化石油ガス保安規則（液石則）のうち、『定置式の製造』の部分のみ、より厳しい規制をしているものです。※

このため、コンビ則適用事業所における、『移動式の製造』、『貯蔵』、『消費』、『廃棄』については、一般則又は液石則の適用を受けません。

注) 『貯蔵』は、『定置式の製造』に係る貯蔵を除く（第一種製造許可に含まれています）。

貯槽等の高圧ガスを高圧ガス設備外に排出する場合は、減圧して使用する場合は『消費』、廃棄する場合は『廃棄』にあたります。

注) 「安全弁からの噴出」は『製造』の一部であり、『消費』や『廃棄』にはあたりません。（漏えい事故として事故報告（通報）が必要です。）

また、減圧せずに他の容器等に移充填する場合は、コンビ則の『製造』です。（ただし、単独第2種製造設備の場合は一般則又は液石則の『製造』です。）

※コンビナート等保安規則

第一条 この規則は、高圧ガス保安法（略）に基づいて、特定製造事業所における高圧ガス（冷凍保安規則（略）の適用を受ける高圧ガスを除く。以下同じ。）の製造（地盤面に対して移動することができる設備による製造を除く。）に関する保安について規定する。